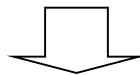


玉野市指定給水装置工事事業者の申請

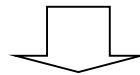
1. 申請に必要な書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ② 給水装置工事主任技術者選任届出書
(選任を予定している主任技術者の免状又は主任技術者証のコピーを添付)
- ③ 機械器具調書 (写真添付)
- ④ 誓約書
- ⑤ その他
 - ア) 法人で申請する場合
 - 定款のコピー 1部
 - 登記事項証明書 1通 (コピー不可。法務局で取り寄せのこと。)
※3か月以内のもの
 - イ) 個人で申請する場合
 - 住民票 1通
※3か月以内のもの



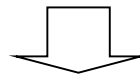
2. 申請

水道課の開庁時間内であれば、いつでも申請できます。



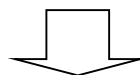
3. 審査

申請受理後、すみやかに水道課で審査を行います。申請書類に不備がある場合などは連絡します。



4. 通知

書類審査結果を水道課から連絡します。指定を受けることとなる事業者には、この時に担当者による面接日時を決めます。



5. 指定給水装置工事事業者証の交付と担当者による面接

給水工事の施行について担当者から説明を行います。

あわせてこのときに、登録手数料 (10,000円 (税込)) を納付していただきます。